



新型コロナウイルス感染症 (令和4年度版 ver.3) いつから登校していいの？

I 児童本人が「陽性判明（感染者）」のとき

【出席停止の期間】

開始日：判明した日（それ以前から体調不良で欠席の場合は、欠席開始日から）

終了日：専門医等（医師か保健所等）が登校を認めるまで（目安は下の通り）

登校日の目安

R4.9.7 より
期間が短くなりました

①症状がある場合

0日目	1, 2, 3, 4, 5, 6	7	8日目
発熱等症状 (発症) 	この間のどこかでPCR検査等を受検し、陽性判明 少なくとも、7日目は症状軽快している必要あり  → 症状が軽快すれば		登校 OK 

0日目	1, 2, ... 6, 7...	X日目	X+1	X+2日目
発熱等症状 (発症) 	この間のどこかでPCR検査等を受検し、陽性判明  	症状軽快 	→	登校 OK 

- ・発症日から7日間経過、かつ症状軽快後24時間経過した場合

②症状がない場合

- ・検体採取日（PCR検査等を受けた日）から7日間経過した場合

（自費検査として薬事承認された抗原定性検査キットにて5日目の陰性が確認された場合は、

0日目	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	8日目
検体採取日 (PCR検査)	この間、ずっと無症状 ※この間に症状が出た場合は、症状が出た日を0日目として、 ①症状がある場合へ →	登校 OK 

5日目の陰性確認後に待機解除し、6日目から登校可能です

Ⅱ 児童本人が「濃厚接触者」のとき

【出席停止の期間】

開始日：濃厚接触者と認定された日（それ以前から疑いがある場合は念のため出席停止）

終了日：PCR検査等を受けて陰性の場合…症状が出なければ保健所等に指示された期間

PCR検査等を受けない場合…症状が出なければ保健所等に指示された期間

※PCR検査等を受けて陽性の場合は→Ⅰ 児童本人が「陽性判明（感染者）」のときへ

登校日の目安

R4.7.22 より
期間が短くなりました

○感染者との最終接触日からから5日間経過した場合

（自費検査として薬事承認された抗原定性検査キットにて2日目及び3日目の2回の陰性が確認された場合は、3日目の陰性確認後に待機解除し、4日目から登校可能です）

0日目	1, 2, 3, 4, 5	6日目
最終接触日	この間、無症状 ※この間に症状が出た場合は、病院受診の必要あり 	登校 OK 

親など（同居家族）が感染して、子どもが濃厚接触者になった。さらに3日後に別の同居家族が感染判明したときは？

→隔離の状態によって、登校日がさらにのびる場合がありますが、基本は下の表のとおりです。

0日目	1, 2	0日目	1, 2, 3, 4, 5	6日目
同居家族発症日		別の同居家族発症日	※自宅内でのマスク着用などの感染対策を始めた日の方が遅ければ、その日が起点（0日目）となります。 	登校 OK 

Ⅲ 児童本人が「かぜ症状」のとき

【出席停止の期間】

開始日：症状の出た日

終了日：医療機関を受診した場合…医師の判断する日（通常は快癒した日）

医療機関を受診しない場合…快癒した日から2日間経過した場合

※PCR検査等を受けて陰性の場合も、医師の判断する日（通常は快癒した日）

医療機関を受診しない場合の登校日

※症状が回復しても、2日間は自宅療養していただく必要があります

	0日目	1	2	3日目
かぜ症状	この日に回復	平常状態		登校 OK
				

教育委員会からの通知により、オミクロン株の流行状況を踏まえ、令和4年1月28日より、「学校活動における濃厚接触者の特定」については、従来の区保健福祉センターではなく、学校が判定を行うこととなりました。ただし、判定が難しい事例については、区保健福祉センターと協議のうえ判定を行います。

【参考】《濃厚接触の可能性の判断（大阪府健康医療部 HP より）》

陽性者の感染可能期間中（陽性者が有症状の場合、発症2日前から療養終了まで）に

- ・手で触れることのできる距離（目安1m）でマスクなしで15分以上会話したとき
- ・陽性者の気道分泌物、体液等の汚染物に直接触れた可能性のある者

Ⅳ 同居家族が「陽性判明（感染者）」のとき

→Ⅱ 児童本人が「濃厚接触者」のときへ

※ただし、隔離の状態により、児童は濃厚接触者とならない場合もあります。

Ⅴ 同居家族が「濃厚接触者」のとき

①同居家族である「濃厚接触者」がPCR検査等を受ける場合

→出席停止

【出席停止の期間】

開始日：同居家族が濃厚接触者に認定された日

終了日：同居家族が陰性となった日

※同居家族がPCR検査を受けて陽性の場合は、Ⅳ 同居家族が「陽性判明（感染者）」のときへ

②同居家族である「濃厚接触者」が無症状で、PCR検査等を受けない場合

→出席停止となりません

③同居家族である「濃厚接触者」が有症状で、PCR検査等を受けない場合

→出席停止

【出席停止の期間】（天下茶屋小学校の基準）※ Ⅲ 児童本人が「かぜ症状」のときと同じ

開始日：同居家族が濃厚接触者に認定された日

終了日：医療機関を受診した場合…医師の判断する日（通常は快癒した日）

医療機関を受診しない場合…快癒した日から2日間経過した場合

Ⅵ 同居家族が「かぜ症状」のとき

①同居家族のかぜ症状が、「コロナ疑いで医療機関を受診するめやす」にあたる場合

→出席停止（同居家族のかぜ症状が回復するまで）

②同居家族のかぜ症状が、「コロナ疑いで医療機関を受診するめやす」にあたらぬ場合

→登校OK（念のために欠席させる場合は出席停止扱い）

（参考）《新型コロナウイルス感染症を疑い、医療機関等に相談するめやす》

○息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

○重症化しやすい方*で、発熱や咳などの比較的軽いかぜの症状がある場合

*高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

○上記以外の方で発熱や咳など比較的軽いかぜの症状が続く場合